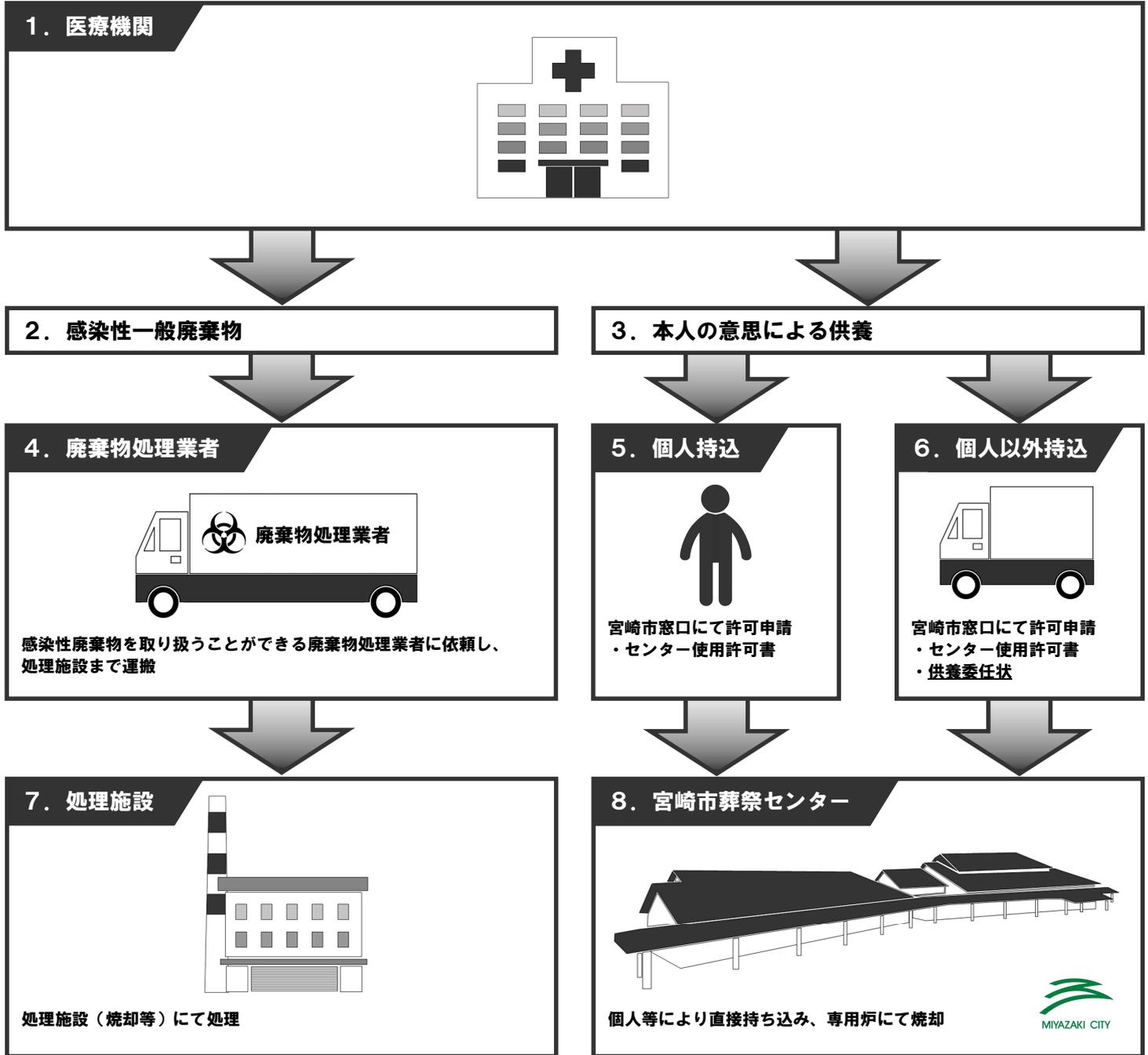


宮崎市葬祭センターにおける産汚物及び人体の一部の取り扱いについて

医療機関から排出される産汚物及び人体の一部の流れ



宮崎市葬祭センターにて受け入れる産汚物及び人体の一部について

医療機関から排出される産汚物及び人体の一部については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律で「感染性廃棄物」に区別され適正な処理が必要ですが、宗教的・社会的慣習により供養等を行う場合は、それらについて宮崎市葬祭センターでの焼却を行うことができます。

問い合わせ先一覧

葬祭センターについて

宮崎市生活安全課 TEL0985-21-1751 宮崎市市民課（窓口） TEL0985-21-1752
宮崎市葬祭センター TEL0985-51-4374

廃棄物処理について

宮崎市廃棄物対策課 TEL0985-21-1763